

鹿児島県レクリエーション協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鹿児島県レクリエーション協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、すべての県民に対して、レクリエーションの普及振興を図り、生涯スポーツの推進、福祉の増進、子どもの健全育成、自然環境教育の普及、文化芸術の振興、生涯学習の推進、自由時間の有効活用、まちづくりの推進、男女共同参画社会の形成等に寄与するとともに、これらの活動を推進する指導者の養成と団体の育成に努め、県民一人ひとりの自由時間の充実と生きがいづくり、健康で安らぎと活力に充ちた豊かな生活の形成と社会づくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) レクリエーションに関する大会、講座、教室の開催
- (2) レクリエーションに関する指導者の養成と活動支援
- (3) レクリエーションを通じた、保健、福祉に関する援助者の養成と活動支援
- (4) レクリエーションを通じた、子どもの健全育成に関する事業の開催及び協力
- (5) レクリエーションに関する組織の育成強化、活動支援
- (6) レクリエーションに関する調査研究
- (7) レクリエーションの普及奨励、広報啓発、情報提供
- (8) その他、会員の交流促進、福利厚生事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この会に、次に掲げる会員を置く。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- (2) その他の会員
 - ① 個人会員 日本レクリエーション協会に資格登録しているもの
 - ② 課程認定校 日本レクリエーション協会が認定する学校
 - ③ その他理事会が特に認めるもの

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、評議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 正会員である団体が解散または消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この規約のほか、会の規則等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 常務理事 7名以内
- (5) 評議員 若干名
- (6) 監事 2名以内

2 理事のうち、理事長1名、副理事長1名、常務理事7名以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 会長及び副会長は、評議員会で推挙する。

- 2 理事は、正会員、その他の会員、並びに学識経験者の中から会長が推薦し、評議員会の承認を得るものとする。
- 3 理事長・副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 4 常務理事は、理事会において選出する。
- 5 評議員は、各正会員からそれぞれ1名選出する。
- 6 監事は、評議員会で選出する。

(職務)

第15条 会長は、この会を代表し、その職務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け、会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 5 常務理事は、常務理事会を構成し常務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づきこの会の業務を執行する。
- 7 評議員は、評議員会に出席し表決を行う。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを評議員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、評議員会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事会が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この会に、顧問・参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問・参与は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この会の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が理事会の同意(事後報告も可)を得て任免する。
- 3 事務局長及びその他の職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第5章 評議員会

(種別)

第22条 この会の評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

(構成)

第23条 評議員会は、会長、副会長、理事、評議員、監事をもって構成する。

(権能)

第24条 評議員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常評議員会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第8項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(招集)

第26条 評議員会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から50日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 評議員会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 評議員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または評議員が評議員会の目的である事項について提案した場合において、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(評決権等)

第30条 評議員の評決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の評議員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した評議員は、前2条及び次条第1項の規定の運用については、評議員会に出席したものとみなす。
- 4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、評議員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、評議員会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 評議員会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 評議員会に付議すべき事項
- (2) 評議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項の第5号の規定により、監事から召集の請求があつたとき。

(招 集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号から第 3 号までの規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評決権等)

第 38 条 各理事の評決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 補助金・委託金等
- (4) 寄付金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この会の資産は、会長が管理しその方法は評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事業年度ごとに会長が作成し、評議員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用したときは、理事会に報告しなければならない。

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、既定予算の追加または更生をすることができる。ただし、この場合、理事会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次期事業年度に繰り越すものとする。

3 繰越金の一部を、積み立てることができる。

4 積立金の額とその使用目的については、理事会が別に定める。

(事業年度)

第46条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 付属機関

(委員会等)

第47条 この会の円滑な事業を遂行するために、評議員会の議を経て各種委員会等の付属機関を設けることができる。

2 付属機関に関する事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

(特別委員会)

第48条 この会に、専門的な事項を調査審議するため、必要な特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会は、次のとおりとする。

(1) 総務特別委員会(委員長会)

(2) 組織検討特別委員会

(3) 生涯スポーツ特別委員会

(専門委員会)

第49条 この会に、円滑な事業遂行のため、必要な専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

(2) 普及委員会

(3) 人材育成委員会

(4) 広報委員会

(5) 表彰委員会

(6) 指導者選考委員会

(7) (臨時的) イベント実行委員会

第9章 雑則

(細則)

第50条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

1 本会は、(公益財団法人)日本レクリエーション協会に加盟することができる。

2 本規約は、昭和49年10月16日から施行する。

(1) 昭和59年5月16日 一部規約改正

(2) 昭和60年5月31日 一部規約改正

(3) 昭和62年5月23日 一部規約改正

(4) 平成9年5月24日 一部規約改正

(5) 平成10年5月23日 一部規約改正

(6) 平成14年5月25日 一部規約改正

(7) 平成19年5月27日 一部規約改正

(8) 平成21年5月16日 一部規約改正

(9) 平成26年5月17日 一部規約改正

令和3年6月30日 全面規約改正

(1) 令和4年5月28日 一部規約改正